

(短期退職時の手数料の取扱い)

この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

- ① 暦日 30 日未満で退職した場合 80%に相当する額
- ② 暦日 90 日未満で退職した場合 30%に相当する額

なお、甲の事由に起因する退職(整理解雇を含む会社都合退職)、丙が自己都合以外の理由で退職した場合(名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合または本人の死亡等を含むが、これらに限られない)は、上記の報酬返還は適用されない。